

中津川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活に伴い家庭から排出される大型ごみを、自らごみ集積所まで排出することが困難である世帯に対し、戸別に大型ごみを収集する事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者であつて、同法第21条に規定する障害支援区分の認定を受け、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護又は同行援護のいずれかを利用している者をいう。
- (2) 要介護認定者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者をいう。
- (3) 要支援認定者 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。
- (4) 事業対象者 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6の2の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者をいう。

(対象世帯)

第3条 事業を利用することができる世帯は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、自らごみ集積所まで排出することが困難であり、かつ、親族、近隣住民の協力を得ることが困難であると認められる世帯とする。

- (1) ひとり暮らしの75歳以上の者又は75歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) ひとり暮らしの障がい者又は障がい者のみで構成される世帯
- (3) ひとり暮らしの要介護認定者、ひとり暮らしの要支援認定者若しくは

ひとり暮らしの事業対象者又は要介護認定者、要支援認定者若しくは事業対象者のみで構成される世帯

(4) 75歳以上の者、障がい者、要介護認定者、要支援認定者又は事業対象者で構成される世帯

(5) 前4号に規定する世帯に準ずる世帯として、市長が特に必要と認めた世帯

(収集するごみ)

第4条 収集するごみは、中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年中津川市条例第8号）別表の規定により大型ごみシールを貼り付けて排出する大型ごみとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、中津川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、利用の可否を決定する。

2 市長は、事業を実施することを決定したときは、中津川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業利用承認通知書（様式第2号）により、事業を実施しないことを決定したときは、中津川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第5条の規定による提出した申請書の内容に変更があったときは、中津川市高齢者等大型ごみ戸別収集支援事業利用変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(収集の中止)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に係る事業を中止することができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) この要綱の規定に反して事業を利用したとき。

(3) 前2号のほか、事業を利用させることが適当でないと市長が認めたと
き。

2 市長は、前項の規定により事業を中止するときは、中津川市高齢者等大型
ごみ戸別収集支援事業中止決定通知書（様式第5号）により、利用者に通知
するものとする。

（収集するごみの排出方法等）

第9条 利用者は、あらかじめ大型ごみの申込みを行い、当該申込みに係る大
型ごみに大型ごみシールを貼付したうえで、決められた敷地内の場所に排出
するものとする。

（収集日）

第10条 ごみを収集する日は、市長が定めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。